

三島村宿泊所使用料条例(昭和43年条例第8号)新旧対照表

新	旧																																								
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																																								
1 宿泊料(1泊につき) <table><tr><th>使用料区分 利用者区分</th><th>村に住所を 有する者</th><th>その他の者</th><th>備考</th></tr><tr><td>大人</td><td>600円</td><td>1,600円</td><td></td></tr><tr><td>生徒</td><td>400円</td><td>1,200円</td><td></td></tr><tr><td>児童</td><td>250円</td><td>750円</td><td></td></tr><tr><td>幼児</td><td>無料</td><td>無料</td><td></td></tr></table>	使用料区分 利用者区分	村に住所を 有する者	その他の者	備考	大人	600円	1,600円		生徒	400円	1,200円		児童	250円	750円		幼児	無料	無料		1 宿泊料(1泊につき) <table><tr><th>使用料区分 利用者区分</th><th>村に住所を 有する者</th><th>その他の者</th><th>備考</th></tr><tr><td>大人</td><td>500円</td><td>1,500円</td><td></td></tr><tr><td>生徒</td><td>400円</td><td>1,200円</td><td></td></tr><tr><td>児童</td><td>250円</td><td>750円</td><td></td></tr><tr><td>幼児</td><td>無料</td><td>無料</td><td></td></tr></table>	使用料区分 利用者区分	村に住所を 有する者	その他の者	備考	大人	500円	1,500円		生徒	400円	1,200円		児童	250円	750円		幼児	無料	無料	
使用料区分 利用者区分	村に住所を 有する者	その他の者	備考																																						
大人	600円	1,600円																																							
生徒	400円	1,200円																																							
児童	250円	750円																																							
幼児	無料	無料																																							
使用料区分 利用者区分	村に住所を 有する者	その他の者	備考																																						
大人	500円	1,500円																																							
生徒	400円	1,200円																																							
児童	250円	750円																																							
幼児	無料	無料																																							
2 寝具使用料 1回につき 200円	2 寝具使用料 1回につき 200円																																								
3 シャワー使用料 1回(30分)につき 100円(超過料金 100円)	3 シャワー使用料 1回(30分)につき 100円(超過料金 100円)																																								